

平成29年10月17日

東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課 御中

郵便番号 101-0052
住 所 東京都千代田区神田小川町1-10 興信ビル2階
氏 名 一般社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)5577-5845



「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正について(案)への意見

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の改正について(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願ひ申し上げます。

<1 改正の考え方(2)について>

青少年インターネット環境整備法の改正に伴う、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」(以下「東京都条例」)の所要の規定の整備につきましては、携帯電話事業者のみならず、関係するすべての事業者にとって過度な負担がないよう、また、お客様の負荷増加に繋がることのないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

また、スマートフォンの普及に伴い、インターネットの利用における青少年を取り巻く問題は多種多様化しており、フィルタリングの更なる促進はもちろんのこと、利用者または保護者自らの情報の取得、及びインターネットリテラシーの向上がより一層重要となってくることからも、私ども事業者はもとより、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しております。官民で協力して青少年の健全育成を促進すべく、東京都様におかれましては、このような取り組みをご支援いただくとともに、保護者および青少年の方々への更なるリテラシー教育・啓発活動の推進をお願いいたします。

<2 主な内容 (4) 青少年インターネット環境整備法の改正に伴う所要の規定整備(第三章の四関係)について>

青少年インターネット環境整備法の改正内容については、従来のフィルタリングサービスの提供に係る義務に加え、フィルタリングの有効化措置に係る義務が新たに規定されたところです。前者は、フィルタリングサービスを利用するか否かの判断を、保護者の判断により的確に行って頂くことにより、安易にフィルタリングの不要の申出を行うことのないよう、フィルタリングを不要とする場合の手続きを相応の理由等の記載も含めて、東京都条例にて補完的に定めてい

るものと理解をしております。後者は、既に、フィルタリングの利用を申し込まれた保護者に対して、フィルタリングサービスの利用にかかる有効化(設定)作業を、通信契約の申込みと同タイミングにて行うか否かを判断していただくものであり、保護者が有効化措置を希望しない場合の理由については、ひとえに、保護者自らが通信契約と同タイミングでなくとも、自分自身で設定することが可能であることに集約されるものと考えられることから、有効化措置の不要の申出に際しては、保護者自らが自身の責任において有効化措置を行うことを確認することにより、東京都条例において、本改正規定の主旨を同様に補完的に満たすことが可能となるものと考えます。

なお、フィルタリング不要の申出及び、有効化措置不要の申出の際に提出する理由書につきましては、保護者、利用者の契約手続きにおける長時間拘束の緩和、個人情報の取得管理の強化等にかかるペーパレス化など、お客様の利便性向上のため、電磁的方法による提出につきましても、今回の改正にて可能となるよう措置して頂きたいと考えております。

以 上